

高知くらしの護身術

285

クーリングオフ

主要なポイント確認を

(2013年5月21日掲載原稿)

「クーリングオフ」という言葉を聞いたことがあると思います。訪問や電話で突然勧誘されて契約したが、頭を冷やして考えると不要な契約だった場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度のことです。

特定商取引法でクーリングオフできるのは、①訪問販売②電話勧誘販売③連鎖販売取引（マルチ商法）④特定継続的役務提供（語学教室、エステティック、学習塾、家庭教師など）⑤業務提供誘引販売（内職商法など）⑥訪問購入（貴金属などの訪問買い取り）で購入（⑥の場合は売却）した原則全ての商品やサービスとなっています。

クーリングオフできる期間は①、②、④、⑥については8日間、③と⑤が20日間です。また、契約書面を渡されていない場合や書面の記載内容に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリングオフができます。

健康食品、化粧品などの政令指定消耗品（8品目）は未使用であることが条件となりますが、書面に「使用するとクーリングオフできなくなる」という記載がない場合は、開封・使用した後もクーリングオフが可能です。指定消耗品以外の商品は、使用したり、サービスや作業が終わったりしていてもクーリングオフできます。

クーリングオフ通知は、必ずはがきなど書面で行い、両面のコピーをとった上で「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付します。また、クレジット払いの場合は、信販業者にも同時に通知を出す必要があります。

このように、クーリングオフにはいくつかのチェックポイントがありますので、分からないときはセンターに相談してください。